

魚津市公告第61号

都市計画（用途地域）の変更案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づき、魚津市都市計画公聴会を開催するので、魚津市都市計画公聴会規則（昭和48年魚津市規則第28号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

魚津市長 村椿 晃

1 公聴会開催日時及び場所

- （1） 日時 令和7年10月3日（金）午後7時00分
- （2） 場所 魚津市役所3階大会議室

2 都市計画の変更案の概要

用途地域の変更

3 都市計画の変更案の縦覧期間及び場所

- （1） 縦覧期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）まで
- （2） 縦覧場所 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業建設部都市計画課内

4 意見を述べようとする者の申出期間及び場所

- （1） 申出期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）まで
- （2） 申出場所 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業建設部都市計画課内

5 縦覧及び申出受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで